

山口県文書館における文書館観の変遷

梅 村 郁 夫

はじめに

山口県文書館（以下当館と略）では、この三〇年間日常業務のほかに復刻出版や企画展示など、多種多様な事業が展開された。しかし、「文書館とは何か」という文書館観については、職員や時期により振幅があった。この文書館観の振幅が当館の軌跡ともいえる。

そこで本稿では、当館のさらなる発展のための一助として、当館における文書館観の変遷を、一、当館設立までの時期Ⅰ第一期、二、当館設立（昭和三四年四月、以下年号略）から『防長寺社由来』刊行までの時期Ⅱ第二期、三、『防長寺社由来』刊行から現在までの時期Ⅲ第三期、の三期に分けて考察する。

その際、次のこと注意しておきたい。前記したように、当館における文書館観には振幅があつたが、専門職員すべての文書館観を分析の対象にしたわけではない。すべての専門職員が自己の文書館観を明確に表明していないし、記録も残してはいない。また、諸般の事情により当館旧職員および関係者への聞き取り調査も実施できなかつた。そのため、本稿では文章化された文書館観のみを分析の対象とした。

一、第一期

1 毛利家文庫と文書館

山口県下で「文書館」という概念ないし用語は、いつ頃から使用されたのであろうか。管見の限りでは、「毛利文庫管理運営計画」⁽¹⁾の中の「毛利文庫受託の経過概要」に、二六年五月七日県知事公室長室で開催された「毛利家寄託文書保存管理に関する協議会」において、協議の前提条件の一つとして「文書館の様なものを作る」ということが挙げられており、これが最も早い使用例である。次いで『山口図書館だより』第二年第三号（二八年一二月発行）に、「独立の専門図書館—文書館」という表現がある。「毛利文庫管理運営計画」は二八年一月に作成され、この時合わせて「毛利文庫受託の経過概要」が記録された。このため二六年五月の協議会における「文書館の様なもの」という表現は、二八年一月時点で初めて使用された可能性もある。いずれにせよ、二六年から二八年にかけて毛利家文庫の管理・運営について、県当局・県教委・郷土史家を中心に協議が行われており、この協議過程の中で「文書館」という概念・用語が登場してきたのである。

ところで、県内の関係者は、毛利家文庫についてどのような認識を持っていたのであろうか。二・三の例を挙げてみよう。

他県にその比を見ないこの貴重な文化財が将来永く山口県に保管せられることになったことは、われわれ斯学に志すものとして、誠に有がたいことであります。⁽⁴⁾

県当局、県民各位が本文庫の有する大きな文化的意義を悟り、貴重なこの日本的な文化財保護に、経済的にも又精神的にも、絶大な支援を惜しまれざらんことを切に希望する次第である。⁽⁵⁾

すべての資料が完全に管理運用せられて、本県郷土文化研究の資となり得るよう、

ここに見られる対毛利家文庫認識は、「貴重な文化財」であり、「本県郷土文化研究の資とな」るものであった。それゆえ、「斯学に志す」郷土史家にとって、毛利家文庫は垂涎の的であり、「全面的利用のできる日を待望して止まない」ものであった。このような立場からすれば、毛利家文庫を管理運営する「文書館の様なもの」とは、三〇年六月に山口県地方史学会が請願した「史料館」であつたといえる。

さて、三一年四月山口県立山口図書館（以下山口図書館と略）に郷土資料室が設置された。郷土資料室は、毛利家文庫をはじめとする県内郷土資料を管理したが、関係者からは「これはやがて県立文書館に通じる道」と認識された。三二年度には、県農林部の事業である農業発達史料調査が実施され、収集された諸家文書は山口図書館に寄贈された。この事業は「山口県文書館運動の発足とも見られ」た。以上⁽⁶⁾の二つの事例には、史資料が集積された施設＝文書館という認識を見ることができる。

ところで、三二年一月一二日山口図書館長鈴木賢祐は、小沢知事に文書館設置を具申し、知事はこれに賛意を表明した。⁽⁷⁾さらに同月、農業発達史料調査の打合会の席上で、「知事の文書館設置⁽⁸⁾意見」が「伝達」された。こうした中、山口図書館企画委員会は、「県文書館の構想を話し合う会」を開き、二月一二日山口県文書館設置要項案を立案した。⁽⁹⁾この中で文書館の性格と業務は次のように規定された。

……前略……

2、古文献及び現代資料の収集保存の外、調査研究と公開利用に重点を置く。

3、文書館の業務は、資料の調査収集と、研究及び分類整理、利用のための解説解説及び複写又は編修刊行等に及ぶ。⁽¹³⁾

……後略……

また、文書館の機構は、「総務課九人（長一、庶務一、会計一、写真一、筆生三、補修製本一、使丁一、）」、管理第一課（中世以前一人）、管理第二課（近世四人）、管理第三課（現代四人）と構想されていた。⁽¹⁴⁾ いにのみられる時代別機構構成や、「利用のための解説解説及び複写又は編修刊行等」の表現から判断すると、この設置要項案は、歴史研究のための「史料館」構想であった。

以上、三二一年一月頃までは、関係者の間では文書館＝史料館という認識であった。

2 欧米の文書館觀の紹介

山口図書館企画委員会が文書館構想を練りつつあった三二一年一月一三日、鈴木館長は「文書館」について研究すべく、国立国会図書館に關係図書を照会した。⁽¹⁵⁾ その結果、アメリカを中心とする欧米の關係図書が、国立国会図書館より山口図書館に貸し出され、山口図書館員によって翻訳された。翻訳作業は三二年一〇月に完了し、翌年三月ガリ版刷りの『米国全国文書館処務手続の手引』及び『文書館關係論文』七篇⁽¹⁶⁾が完成した。この結果それまでの文書館觀とは異なった文書館像が紹介された。では、どのような文書館像が紹介されたのか、具体的にみていく。

①文書の要素

翻訳作業に従事した図書館員（以下翻訳グループと表記）は、⁽¹⁷⁾ T.S.Schellenberg の説を引用しつつ、archives（文書）の本質的要素から説明する。

第一に、資料がある目的をもつた組織的な活動の過程において関係したもの、つまりある明確な行政的、法律的、業務的、社会的目的を遂行するために作るか受け取るかしたものであること。

第二に、書類が一義的な目的を遂行して、予備役に入った後に、なお保存しておけば、書類を作った当事者は勿論のこと、当事者以外からも利用されるような公共的、文化的価値をもつこと。

②文書の定義

続けて文書を次のように定義する。

archives というものは、政府機関、公共施設、企業体や商社、家や個人などが、その各々の活動中に作製するか受理するかしたもので、noncurrent になった後に、過去の資源として、また証拠的価値のあるものとして、元の機関か、あるいはその後継者によって保存されている記録の組織体のことである。⁽¹⁸⁾

では記録（record）とは何か。

物理的形態とか特徴とかは無視して、あらゆる図書・記録・地図・写真またはその他の文書的資料（documentary materials）⁽¹⁹⁾、その法的な責任のために、あるいはその一般的業務に関連して、公私の施設によつて作られ、受理されたもので、その機能、政策、決裁、手続、売買、またはその他の活動の証拠として、あるいは、そこに含まれる資料の情報的価値のために、その施設や法的後継者により保存せられるか、あるいは保存されることが適當なもの⁽²⁰⁾。

③文書の機能

前記のように定義された文書はどのような機能を有しているのだろうか。

- (1) 文書は図書や博物館資料が文化資源である如く、文化資源の一つであることは第一にいえよう。しかし文書にはもつと実際的な機能がある。(2) もはや *current* でなくなつたものであるけれど、事務上の参考になる。(3) 文書は公私の団体や個人の活動、及び法律上の権利に対する証拠を提供する。(4) 過去の政治・経済・社会、その他あらゆる部門のすぐれたインフォメーションの源泉であるから、学問・研究・調査のため的一大資料源となり現代社会を理解し、向上せしめる上で大きな役割を演ずるのである。⁽²³⁾

④文書館の機能

以上のような文書の機能から必然的に文書館の機能は次のように説明される。

- (1) 文書的資料が参考的に運用されることによつて、個人・団体の権利擁護に奉仕すること。
- (2) 行政・司法・立法上の参考的インフォメーションを提供することによつて、それらの公的仕事が遂行されるのに役立つこと。

- (3) 文書的資料が種々の学問・研究・調査にインフォメーションを提供することで、現代社会の価値判断に参加すること。⁽²⁴⁾

これらを要約して、「文書館は、文書 (archives) を管理し、保存し、運用するサービス機関である」と結論づけた。

ついで翻訳グループは、文書と歴史文書の相違等各種の説明を行うが、文書館と史料館との相違については、「文

書館は公文書公開の原則に立つものであつて、史料館等の如く歴史の材料に目的を限定するものではない……略……文書館の保有する資料は、歴史以外のあらゆる研究、また政治上の、経済上の、文化上の直接の利用を予期して構成さ
れる」⁽²⁵⁾ と説明した。

以上のような文書館像を紹介した翻訳グループは、文書と歴史文書を保存・利用することは、「進歩した民主主義の最良の利益を増進させるであろう」といふ。D. W. Hydeの主張に共鳴し、「文書資料からの『インフォメーション』は民衆の幸福のために羽を抜け飛び歩くことが必要なではなかろうか」と結んだ。「文書館」は民主主義の問題として把握されたのである。

3 文書館設立直前の文書館観

三三一年三月文書館構想が、「山口図書館だより」（第六年第四号）に発表された。この構想は、三二年二月立案の文書館設置要項案とどう違うのか。比較検討してみよう。

文書館構想では、「文書館設置理由と目的」について次のように述べられている。

……前略……

2、文書記録は、本県古今の行政、産業、経済、社会、文化各般の発達経路を物語る原資料として価値が高い。

……中略……

5、更に広く全県的に文書記録を収集して、総合的に整理して、県政の参考に供するとともに、広く県民一般の求める情報を提供する。

ここには先に引用した文書館設置要項案の、「調査研究と公開利用に重点を置く」、「利用のための解説及び複写又は編修刊行等」等の表現が、一切見られない。「史料館」的な構想に基づく表現が消えているのである。文書館構想の「本県古今の行政、産業、経済、社会、文化各般の発達経路を物語る原資料」とか、「広く県民一般の求める情報を提供する」という表現は、文書は「あらゆる部門のすぐれたインフォーメイションの源泉である」という、歐米の文書館觀の影響を受けているといえよう。また、専門職員の配置についても、文書館設置要項案では時代別配置であったが、文書館構想では「受入整理」・「保全」・「参考利用」という文書館の業務に対応した配置となつてゐる。⁽²⁶⁾このように文書館構想は、明らかに翻訳グループが紹介した欧米の文書館觀の影響を受けて構想されたといえる。

そのことは、三四年三月に制定された「山口県文書館設置条例」（以下「設置条例」と略）にもあてはまる。

「設置条例」案は、三三年七月初め頃山口図書館員によつて起草され、県教委の幹部も参加して、館内の小委員会で検討された。⁽²⁷⁾起草当初の「設置条例」案は、「第一条 山口県の立法、行政、一般的歴史及び事情に関する文書記録類の適正管理及び効率的利用をはかるため山口県文書館（以下「文書館」という）を置く」とあり、名称は「山口県文書館」であった。八月一九日同案は、「第一条 山口県に関する立法、行政その他の県政、並びに一般的歴史及び事情に関する文書・記録（以下「文書」という）の適正な管理をするとともに、その効率的利用をはかるため、文書館を置く」と変更され、名称も「山口県立文書館」⁽²⁸⁾となつた。九月一七日第一条中の「立法」・「その他の県政」が削除され、名称は再び「山口県文書館」となつた。⁽²⁹⁾さらにその後の検討会で第一条は、文書館設置の根拠法令を述べつつ、「山口県の行政・産業・社会・習俗等に関する文書及び記録を適正に管理するとともに、これらの活用を図入されており、まだ完全に欧米の文書館觀が理解されていない一端を垣間見ることができる。

統いて、名称の変更について検討してみよう。「山口県文書館」から「山口県立文書館」へ、そして再び「山口県文書館」と変遷するが、名称に「立」があるかないかは、大きな問題である。前記したように、文書は「元の機関か、あるいはその後継者によつて保存される」。したがつて、大学の文書は大学文書館が、企業の文書は企業文書館が、市町村の文書は市町村文書館が保存することになる。それゆえ、県当局自らの文書を保存する文書館に「立」は不用なのである。もし分館が設置されたなら県立〇〇文書館となるであろうが、分館が存在しない以上、「立」は不用である。「立」を入れるか入れないかは、文書の定義の理解にかかわっているのである。このように「設置条例」案の変遷にも欧米の文書館觀の影響をみることができるのである。

ところで、三三年一〇月二九日山口図書館は、「図書館運営懇談会」を開催した。県教委幹部も参加したこの懇談会で「文書館」が議題に取り上げられた。その際一出席者は、「一係の仕事ではない。大学あたりの協力も必要で」⁽³⁰⁾と発言した。また、時代性・地方性を考慮した職員配置が必要なのではないかとの質問に対し、図書館側関係者は、

「ええ。やはり、資料別に適合するように専門化していきます」⁽³³⁾と答えた。

ここに見られる発言は、文書館＝史料館という史料館的文書館観である。このように文書館設立直前期には、欧米の文書館観の影響を受けつつ、史料館的文書館観もみられたのである。

一、第二期

三六年六月当館は、「山口県文書館概要」を刊行して、当館を次のように説明した。

山口県文書館はその設置目的のとおり、山口県政運営の過程において作成し、又は受理された公文書で、すでに第一義的な用務を果して、書証として保存の段階に入ったもの、その他県機関に限らず、県下の公共団体や企業体、社寺、家や個人にまで範囲をひろげて、広く本県の行政、産業、経済、社会、習俗、文化等に関する文書および記録を適正に管理すると共に、これの活用をはかり、もつて文化の発展に寄与することを任務とする。……略……これによつて文書記録が県の行政上の参考資料となるばかりでなく、公開されて新しい利用の途を開き、市町村その他公私の機關や団体個人の活動および法律上の権利に対する証拠となり、現代および過去の政治、産業、経済、文化その他あらゆる部門のすぐれた情報の源泉となり、学問、研究、調査のための資料源として役立つものである。

ここに示されている文書館観は翻訳グループが紹介した歐米のそれであつた。しかし一方で同年の後期に、「文書館職員は史料の番人ではない、新しい史料の発見者でもあり、史料の秀れた分類学者でもあり、史料のかくれた価値がみられる。

三九年三月「山口県文書館設置条例」にかわり、新たに「山口県文書館条例」が制定された。この条例では当館の設置目的は、「山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録（以下「文書」という。）を収集し、及び管理するとともに、これらの活用を図り、もつて文化の発展に寄与するため」と変更された。業務内容では、「『歴史論文の書けない文書館職員なんて考えられない』という職員の強い希望」⁽³⁴⁾により、当館設立当時にはなかつた「歴史の編さん及び配布を行うこと」という一項が加えられた。史料館的文書館観が支配的になつてきた様子が看取される。

四〇年九月当館は、「文書館法要項」⁽³⁵⁾を発表した。これは当館「職員が検議した試案」であった。ここでは「文書館」は次のように定義された。

「文書館」とは歴史に関する文書及び記録（以下文書という）その他必要な史料を収集し、整理し、保存して利用者の調査研究に資することを目的とする施設である。また文部省指定の研究機関とする。

その他特徴的なものを抽出してみると、事業としては「歴史の編さん及び配布」が述べられている。職員については、「専門職員の構成は業務別だけでなく、研究の時代別も考慮される」とされた。また、専門職員の資格については、「大学院修士課程修了者で日本史を専攻したもの」、「大学・大学院で日本史以外の専攻者は日本史二〇単位を修得する」とにより資格が与えられる」とされた。

「」のよひな内容の「文書館法要項」に対し、元山口図書館長鈴木賢祐は痛烈な批判を行った。「」の妄議は、「文書館」のではなくて、「史料館」以外のものではない、ではないがやんか。」の箇条いふ、最低最悪の出来はやい小生には、思はれてないがやん。」文部省指定の研究機関、も不可解の至りや。」の再考御願」（傍点は原文）、「史学、殊に、『日本史』への類似の偏重が——、図書館は図書館学の専攻者でなければ、と主張する、偏狭な閉鎖主義などと軽を一にかへ——やばなこぢょいが、『史料』へふる用語がひめ、正直な語、頗る固陋、の印象を拭ふれりしむだねがやく」（傍点は原文）、「根本的な省察を希望」がや、「このまでも利用家文庫にしがみつてこらぬよのと呪わぬのば、後の回きの姿勢も軽はねばなりがやがや」、「」の足り、『御用』の県文書いやが前面に現出されねぐやだ。それが、県文書館としての、『前臣』か、ふくらむべ、当然のオーナークスな姿勢ではなじむべ。

」の鈴木の批判や、当館ばかりのみに禁め、他のものと反対したのたひいか。」のいふを取らかにやる資料は皆見の際つやは見当たひだ。

「歴史」を前面に据え出した文書館観が登場してあた背景には、次のよひなじみがおいたと昭和五六年。」「発足題めなご文書館は図書館と違ふ、その機関名が多くの人々知られていない。文書館名を知らないために、史料集を出版する」とが早道である。また館の性格を知らねといふにやな」（傍点は用語）といふ理由によつて、川井年より五年にわたり『防長風土社進案』を出版した。それと四〇年五月よつて、四一年度から開始された『山口県政史』出版のための第1回会合が開催された。これが並行して同年一〇月には『萩満園記録』の刊行も立案された。ふじへどう表は、当館余議録に記載されている議題を、業務別に分類したのである。それを見ると、第一と、他の年度も出版の

山口県文書館における会議議題の業務別分類一覧

年度	調査	収集	整理	保管	保存	閲覧・利用	広報・普及	出版	研究	単位：議題数、() 内は%			
										県地方史	学会関係	その他	計
昭和36	1 (0.7)	11 (7.6)	7 (4.8)	2 (1.4)	2 (1.4)	19 (13.1)	34 (23.4)	2 (1.4)	7 (4.8)	60 (41.4)	145 (100.0)		
37	2 (1.2)	20 (12.0)	22 (13.3)		2 (1.2)	16 (9.6)	20 (12.0)	7 (4.2)	10 (6.0)	67 (40.4)	166 (100.0)		
38		2 (2.2)	11 (12.1)		1 (1.1)	21 (23.1)	13 (14.3)		4 (4.4)	39 (42.9)	91 (100.0)		
39	12 (5.2)	5 (2.2)	25 (10.9)		3 (1.3)	10 (4.4)	33 (14.4)	6 (2.6)	19 (8.3)	116 (50.7)	229 (100.0)		
40	6 (3.1)	3 (1.6)	16 (8.4)		9 (4.7)	9 (4.7)	30 (15.7)	1 (0.5)	13 (6.8)	104 (54.5)	191 (100.0)		
41	7 (2.3)	11 (3.6)	15 (4.9)	1 (0.3)	2 (0.7)	8 (2.6)	89 (29.1)	2 (0.7)	24 (7.8)	147 (48.0)	306 (100.0)		
42	4 (1.1)	12 (3.2)	17 (4.5)		3 (0.8)	8 (2.1)	112 (29.7)	2 (0.5)	29 (7.7)	190 (50.4)	377 (100.0)		
43		4 (1.1)	44 (12.5)		4 (1.1)	6 (1.7)	101 (28.7)		47 (13.4)	146 (41.5)	352 (100.0)		
44	1 (0.2)	47 (10.9)	45 (10.4)		8 (1.9)	2 (0.5)	97 (22.5)		49 (11.4)	182 (42.2)	431 (100.0)		
45		45 (10.2)	48 (10.9)		34 (7.7)	8 (1.8)	98 (22.3)		50 (11.4)	157 (35.7)	440 (100.0)		
46	11 (2.8)	37 (9.4)	51 (12.9)		29 (7.4)	7 (1.8)	86 (21.8)	22 (5.6)	33 (8.4)	118 (29.9)	394 (100.0)		
47	26 (8.8)	35 (11.9)	57 (19.4)		21 (7.1)	3 (1.0)	40 (13.6)	10 (3.4)	31 (10.5)	71 (24.1)	294 (100.0)		
48	26 (8.2)	30 (9.4)	61 (19.2)	3 (0.9)	17 (5.3)	16 (5.0)	39 (12.3)	15 (4.7)	28 (8.8)	83 (26.1)	318 (100.0)		
49	46 (11.6)	47 (11.8)	64 (16.1)	2 (0.5)	28 (7.0)	34 (8.5)	49 (12.3)	9 (2.3)	35 (9.0)	83 (20.9)	398 (100.0)		
50	57 (14.5)	44 (11.2)	57 (14.5)	1 (0.3)	31 (7.9)	23 (5.8)	59 (15.0)	3 (0.8)	30 (7.6)	89 (22.6)	394 (100.0)		

〔山口県文書館会議録〕各年度より作成

※「その他」には、庶務・予算・出張・人事・学会・文書館運動・史友会（親睦会）関係が多い。

割合が高いことがわかる。第二に、三〇年代は「明治初期県政史料展」をはじめとする日本史関係の各展示会を開催したことから、広報・普及の割合が高い。第三に、文書館業務を保存（収集）と利用の二分野に大別した場合（表中の「県地方史学会関係」・「その他」は除く）、四〇年代前半までは利用の方が議題が多い。以上のことを考え合わせると、史料集出版・『山口県政史』編纂ということが、当館設立以前からあつた史料館的文書館観も加わって、「文書館は歴史研究機関である」という意識を醸成したものと推測される。

当時、当館では新年最初の会議において、各人がその年の抱負を述べる慣例があつたが、そこで発表されたものは、すべて歴史研究についての抱負であつた。それは史料館的文書館観の表徴であった。以上のように、当館が設立されてもなく、当館では史料館的文書館観が支配的となつたのである。

当館の以上のような意識および活動を反映して、県民は当館を次のように認識した。「最近でもよく人からいわれることばに、『文書館に勤め、のんびりと好きな古文書が毎日読み、業務即研究となるのだから本望でしよう』といわれる。文書館をよく知っている人からこういわれるのだから、文書館を知らない人の目からみると、『古文書と毎日遊んでいる大層優雅な生活の人種』とみなされているようである」。ここには、県民の史料館的文書館観が鮮やかに示されている。

さて、『萩藩閥閲録』および『山口県政史』の編纂・出版終了（四五年度）頃になると、職員間に「職員は平常業務（収集・整理・案内助言）のための人員というよりも、事業のための人員と考えられているくらいがあるため、どちらかというと平常業務がおざなりにされている傾向のみられる」という、反省がでてきた。このためか、四〇年代後半には表中の収集・整理の割合が増大する（四三～四五年度の収集・整理の割合が大きいのは、『山口県政史』

の関連による）。

いざれにせよ、出版優先主義に対する疑問が提示されてきたのである。それは、史料館的文書館観に対する懷疑・修正へとつながつていった。どのように変化したのか、具体的にみていく。

県史編さん事業を行つてゐるために、収集・整理・目録が遅れるということであれば、これは反省しなければならぬ問題であろう。……略……文書館職員が限られた人員であるとするならば、県史編さんを行うことにより未整理史料を多く抱えていることを当然とみなすか、それとも県史編さん事業を切り離し、精緻な目録をつくることが大切か、山口と埼玉を比較する時、解答は自ら出していると思ふ。ここに、二兎を追つてゐる山口県文書館の「急ぐべきだし、忙しい」日常業務の矛盾がある。

このような反省の中、五五年二月日本学術会議は「文書館法制定について」の原案を当館に送付して來た。当館では「文書館職員全員で討議し、修正して送り返した」。修正案には次のような定義がなされている。

a 文書館資料（以下資料という）とは、各省庁・政府関係機関および地方公共団体がその任務遂行上、作成・受理した文書その他の記録および近世以前の古文書をいう。
b 文書館とは、資料を収集・整理・保存し、一般公衆の利用に供するとともに、資料についての調査研究を行う機関をいう。

こには以前のように「歴史」を前面に押し出した文書館観はみられない。史料館的文書館観から脱却しつつあるといえる。「昭和五六六年次に、閲覧請求票などの文書群名の表記を、『史料』から『文書』へと切換えた」のは、史料館的文書館観からの脱却の一ステップ、すなわち「文書館の文書は何も歴史学者だけが利用するものではナイ」

といふ、観点からであった。

それに、五六年度から六〇年度にかけて『防長寺社由来』を刊行したが、史料館的文書館観からの脱却は、ますます進行した。『文書館ニュース』一九号には、ドイツ共和国文書館の収集基準第一条（総理府資料六号）を引用して、

現在の「出版優先主義」の基調……略……が文書館の基本業務である「収集」「整理」を、とかくなおせりにしている原因ではなかろうか。……略……

私達のこれまで行ってきた県庁行政文書の収集態度を振りかえってみると、「廃棄文書の中から必要なものを収集する」という消極的で受け身の態度であったようだ。今後はこのような姿勢を正し、県庁各部課の行政文書を調査研究し、「貴課作成の行政文書のうち、この文書は当館で保存したい」といつて、積極的に保存を図るようしなければなるまい。当館の業務は、発足以降の「出版優先主義」から、ようやく進路を世界の文書館の進む方向へきりかえる時期にさしかかっていると考えている。⁽³⁾

という考えが発表された。「貴課作成の行政文書のうち、この文書は当館で保存したい」という発言は、史料館的文書館観とは一線を画すものといえよ。

このように当館における文書館観は、『防長寺社由来』刊行頃より、新たな段階にはいったといえる。

III、第三期

それでは、現在の当館における文書館観は、どのような新たな段階に入ったのか。その思想からみて、いこう。

文書館とは、そもそも次のようないのだと私は理解している。何よりも当該組織体系「みずからが…」日々作成・廃棄しているといふの「みずからが…」文書記録について、「みずからが…」歴史的に「あまねく…」公共的に保存し公開していくの施設、それが文書館、だと。そしてこのことを、文書作成主体「みずからが…」組織的な責務、使命とする、という論理のものである。「みずからが…みずからが…」といふその一点に、文書館の核心と命題はある。……略……

文書館事業そのものが当該組織みずからの「日々生成・廃棄していく…」といふの文書記録を対象としている以上、文書館事業はまさに「現在進行」形の現時事業であり、同時に無限に続く「未来継続」型の「先行保存」「未来効果」の事業である。文書館での「歴史的」保存とは、ほとんどは「未来的」のそれである。……略……
①「みずからが…」「みずからが…」文書記録の保存公開②あまねく「みんなの…」ために、の文書記録の保存公開③遠く「みらい（未来）に…」向けて、の文書記録の保存、がそれである。これを「文書館理解の三つの『み』」「文書館原理の三つの『み』」、と私は自唱している。……略……

これら「三つの『み』」を踏まないでの文書館！論議は、もはや無用、有害とななければならぬ。

この文書館観を分析するために、翻訳グループが紹介した欧米の文書館像と比較検討してみよう。翻訳グループが紹介した「文書の定義」は、

archivesといふのは、政府機関、公共施設、企業体や商社、家や個人などが、その各自の活動中に作製するか受理するかしたもので、noncurrentになった後に、過去の資源として、また証拠的価値のあるものとして、元の機関か、あるいはその後継者によって保存されている記録の組織体のこと

であった。これと「文書館原理の三つの『み』」とを比較すると、次の点に気づく。第一に、「三つの『み』」の①は、「政府機関、公共施設、企業体や商社、家や個人などが、その各々の活動中に作製するか受理するかしたもので」、「元の機関か、あるいはその後継者によって保存されている」に対応する。第二に、「三つの『み』」の②は、「過去の資源として、また証拠的価値のあるもの」に該当する。「文書の要素」と比較すると、「当事者以外からも利用されうるような公共的、文化的価値をもつ」に当たる。第三に、「三つの『み』」の③は、「その各々の活動中に作製するか受理するかしたもの」の延長線上にある。

このように、「三つの『み』」は、「文書の定義」を現代風に、またはキャッチフレーズ的に換言したものであるといえよう。そのことは、現在の当館における文書館觀が、翻訳グループが紹介した文書館像に回帰したことを見ている。しかし、それは単純な回帰ではない。「三つの『み』」は、当館の実践・歴史の中から生み出されたものである。すなわち、「みずからが…」「みずからの…」文書記録を、「みんなのために…」「みらいに…」向けて保存するという視点が欠如または希薄であったために、「平常業務がおざなりにされている傾向」が生じ、その反省から「三つの『み』」の地平に達したのであった。いわば止揚されたのである。「『三つの『み』』を踏まえないでの文書館！論議は、もはや無用、有害」という認識が出てくる根拠がここにある。

以上みてきたように、当館の文書館觀は、欧米の文書館觀→史料館的文書館觀→「三つの『み』」という、展開をしてきたと考察される。

おわりに

翻訳グループが紹介した理論は、当時の職員にとっては机上の理論であり、実践の中から生み出された理論ではなかった。それゆえ、当館設立後間もなく史料館的文書館觀が支配的となつたのである。出版優先主義の館運営は、当館の基本業務を阻害することになり、その結果、史料館的文書館觀は修正を迫られた。このように、基本業務が阻害されるという苦惱の中から、当館における現在の地平が生まれたのである。

翻訳グループの一人は、かつて次のように発言している。

生の行政資料を管理・運用することは、文書館の基本性格の一つにも関連する。それは、「住民の識る権利」のための措置である。この点からいえば、文書の公開制度即ち文書館であって、いわば、民主主義の原理の上に立つものであるといつて差し支えない。⁽⁵⁾（傍点引用者）

もちろん、ここで述べられている「生の行政資料」や「文書」は、非現用のものを指し、情報公開制度とは異なるものである。しかし、「『住民の識る権利』のための措置である」と主張し、「民主主義の原理の上に立つものである」という認識は、すぐれて現在的な問題提起であったといえる。今後、「文書館」を論議するときには、「民主主義」の視点を欠くことはできないであろう。

註

- (1) 「文書館設立関係書類 昭和二十九～三四年」所収、山口県文書館蔵、以下「関係書類」と略記する。
- (2) 山口県立山口図書館報、山口県立山口図書館発行。戦前の『読書防長』を改題して、一九五二年四月に復刊。
- (3) 「関係書類」、『山口図書館だより』、第二年第一号、一九五三年、五一九五三年、二頁
- (4) 『山口図書館だより』、第一年第一号、一九五三年、五頁
- (5) 『山口図書館だより』、第二年第一号、一九五三年、一頁
- (6) 前掲書、二頁
- (7) 前掲書、一頁
- (8) 『山口図書館だより』、第六年第一号、一九五七年、五頁
- (9) 『山口図書館だより』、第六年第二号、一九五七年、二頁
- (10) 「山口県文書館設置資料」、山口県文書館蔵、以下「設置資料」と略記する。山口県文書館編『山口県文書館研究紀要』第一号、同館、一九七一年、一一一頁。
- (11) 「設置資料」
- (12) 同前
- (13) 同前
- (14) 同前
- (15) 同前
- (16) 同前
- (17) 多治比郁夫「アーカイブ（文書）について」（日本図書館研究会編『図書館界』Vol.11, No.4, 同会、一九五九年、一五三頁）
- (18) 同前
- (19) 多治比郁夫「文書と文書館」（関西大学史学会編『史泉』第一号、同会、一九五八年、三九頁）
- (20) 多治比前掲論文「文書と文書館」、四一頁
- (21) 渡辺秀忠「文書館運動のための序説」（日本図書館研究会編『図書館界』Vol.9, No.4, 同会、一九五七年、九八頁）
- (22) 多治比前掲論文「アーカイブ（文書）について」、一五三頁
- (23) 渡辺前掲論文「文書館運動のための序説」、九八頁
- (24) D. W. Hyde著、渡辺秀忠訳「文書・歴史的記録業務の完備」（『文書館関係論文』七篇）、山口県立山口図書館、七〇年、一六頁）
- 一九五八年、一六頁)
- (25) 『山口図書館だより』、第六年第二号、一九五七年、四頁
- (26) 『山口図書館だより』、第六年第四号、一九五八年、一三頁
- (27) 『山口図書館だより』、第七年第二号、一九五八年、二八頁
- (28) 「設置資料」
- (29) 「山口県文書館一件」、山口県文書館蔵
- (30) 「設置資料」
- (31) 同前
- (32) 『山口図書館だより』、第七年第三号、一九五八年、六頁
- (33) 同前
- (34) 山口県文書館編『防長風土注進案 付録六』、山口県文書館、一九六一年、八頁
- (35) 広田暢久「文書館法に盛るべき内容試案」（山口県文書館編『文書館ニユース』一七号、同館、一九八三年、四頁）
- (36) 山口県文書館編『文書館ニユース』一号、同館、一九六年、九五年、九頁）
- (37) 前掲書八頁
- (38) 山口県文書館編『文書館ニユース』二号、同館、一九六年、四三五頁
- (39) 広田暢久「山口県文書館の創立と展開」（地方史研究協議会編『地方史研究』第二五〇号、名著出版、一九七七年、八頁）
- (40) 会議録の記録の仕方には精粗があり、表が会議の実態を完全に表しているとはいえない部分もある。しかし、本稿は一般的動向を把握することを目的としている。そのため、会議録の議題の統計化は有効と考え、表化した。
- (41) 兼清正徳「山口県文書館の概況」（日本古文書学会編『古文書研究』第四号、吉川弘文館、一九七〇年、一〇〇頁）
- (42) 「山口県文書館会議録」各年度による。
- (43) 広田暢久「文書館の今後のあり方」（『西日本文化』通巻一六二号、財團法人西日本文化協会、一九八〇年、一七七〇年、一六頁）
- (44) 広田暢久「山口県下の文書館設立運動の現状」（地方史研究協議会編『地方史研究』第一〇六号、名著出版、一九七〇年、一六頁）

ニュース』二号、同館、一九六六年、一二頁）

- (45) 広田前掲論文「文書館の今後のあり方」、一一頁
(46) 広田暢久「『文書館法』実現のための課題」（山口県地方史学会編『山口県地方史研究』第四三号、同会、一九八〇年、三〇頁）

本稿の執筆に際し、史料等について当館専門研究員戸島昭氏より多くの教示を得た。この場を借りて謝意を表すしだいである。

- (47) 広田前掲論文「『文書館法』実現のための課題」、三〇
～三一頁

(48) この時点では史料館的文書館觀から完全に脱却したとはいがたい。例えば、「専門職員は……略……研究の時代別・分野別も考慮して選考する」（広田前掲論文「『文書館法』実現のための課題」、三二頁）という考え方もみられるのである。

- (49) 北川健「文書館のアイデンティティーとそのイラスト表現」（山口県文書館編『山口県文書館研究紀要』第一七号、同館、一九九〇年、五二～五五頁）

- (50) 広田暢久「文書館業務の反省と課題」（山口県文書館編『文書館ニュース』一九号、同館、一九八五年、七頁）

- (51) 北川健「文書館運動と史料保存運動のインターフェイス」（地方史研究協議会編『地方史研究』第二二二八号、名著出版、一九九〇年、四五・四七・四九頁）

- (52) 渡辺秀忠「文書館と図書館」（山口県文書館編『文書館